

# 政治分野における男女共同参画の状況

令和6年3月26日  
内閣府男女共同参画局

# ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2023年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・**日本は146か国中125位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**

● **アイスランド(0.912)**

1位/146か国

◆ **日本(0.647)**

125位/146か国

● **平均(0.684)**

**経済参画 (0.561)**

1

0.8

0.6

0.4

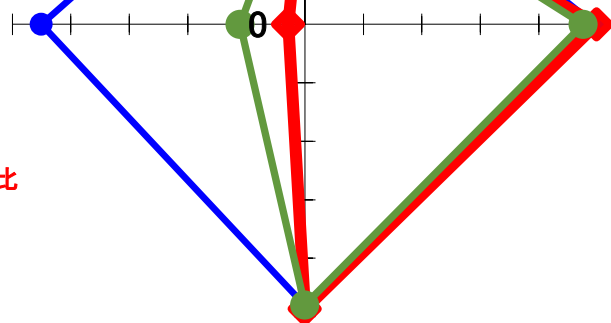
0.2

0

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

**政治参画 (0.057)**

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における  
行政府の長の在任年数の男女比



**教育 (0.997)**

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

**健康 (0.973)**

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

順位	国名	値
1	アイスランド	0.912
2	ノルウェー	0.879
3	フィンランド	0.863
4	ニュージーランド	0.856
5	スウェーデン	0.815
6	ドイツ	0.815
15	英国	0.792
30	カナダ	0.770
40	フランス	0.756
43	アメリカ	0.748
79	イタリア	0.705
102	マレーシア	0.682
105	韓国	0.680
107	中国	0.678
124	モルディブ	0.649
<b>125</b>	<b>日本</b>	<b>0.647</b>
126	ヨルダン	0.646
127	インド	0.643

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書(2023)」より作成  
 2. 日本の数値がカウントされていない項目はイタリックで記載  
 3. 分野別の順位: **経済(123位)**、教育(47位)、健康(59位)、**政治(138位)**

# 女性議員の比率（第26回参議院通常選挙後）

## 1. 国会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
衆議院	10.4%	462	48
参議院	26.7%	247	66
合計	16.1%	709	114

## 2. 地方議会

	女性議員 割合	議員数	女性議員数
都道府県議会	11.8%	2,570	303
市区町村議会	15.9%	29,155	4,636
合計	15.6%	31,725	4,939

（注1）衆議院は2024年2月1日現在、参議院は2024年2月18日現在の数（衆議院及び参議院HPより）

（注2）都道府県議会は2022年12月31日現在（総務省調べ）

（注3）市区町村議会は2022年12月31日現在（総務省調べ）

（注4）有権者に占める女性の割合：51.7%（令和4年7月10日執行第26回参議院議員通常選挙結果調より）

# 首長に占める女性割合、女性ゼロ議会

## 1. 首長に占める女性割合

	女性割合	首長数	女性首長数
都道府県知事	4.3%	47	2
市区町村長	2.5%	1,740	44

## 2. 女性ゼロ議会

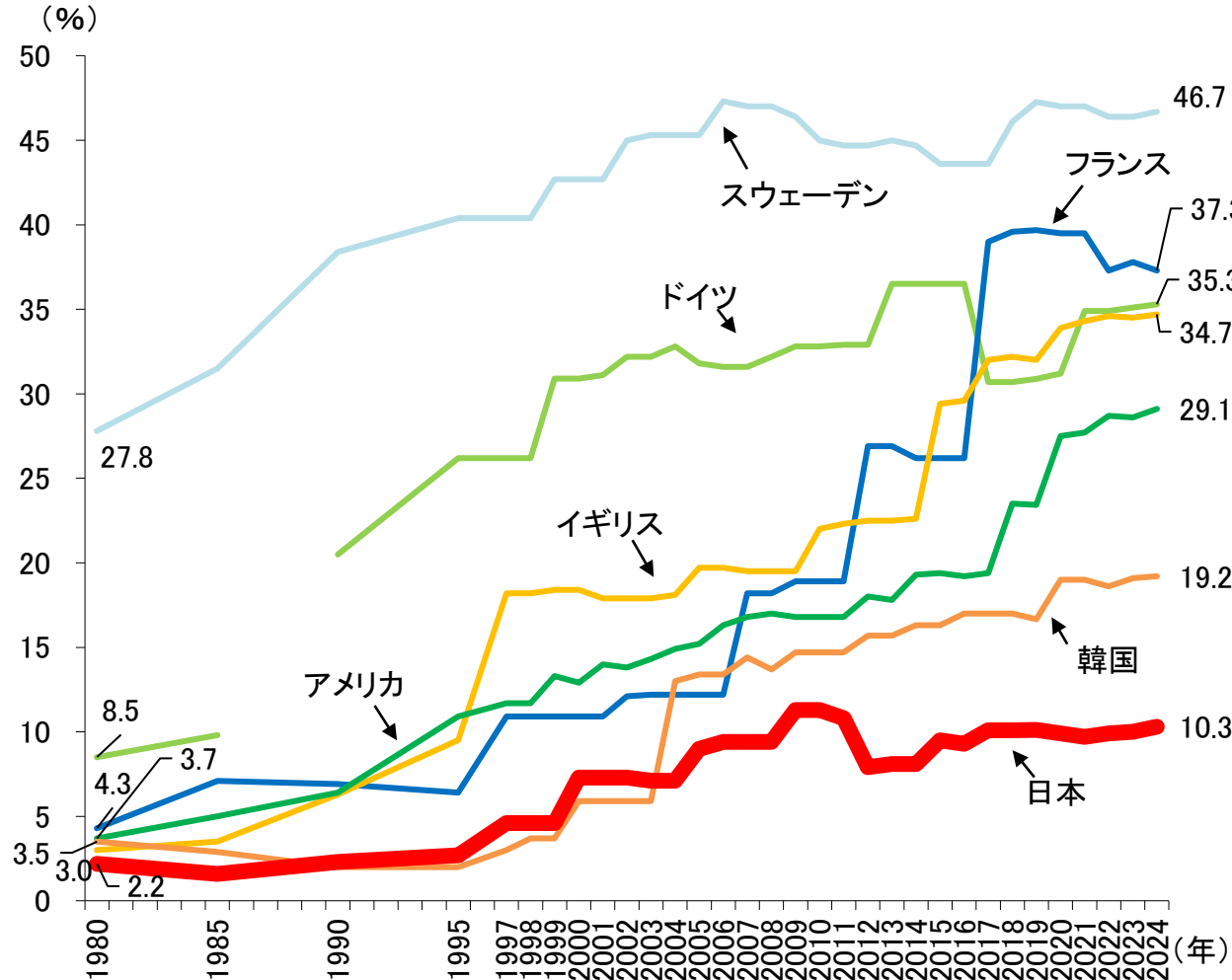
	女性ゼロ議会数	議会数	女性ゼロ議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	257	1,741	14.8%
市議会	24	792	3.0%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	233	926	25.2%

(注1) 2022年12月31日現在。総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より男女共同参画局作成

(注2) 秋田県に欠員1があるため、市区町村長数は1,740となる。

# 諸外国の国会議員に占める女性割合の推移

諸外国の国会議員に占める女性割合は、この30年で大幅に上昇している。



国名	順位	割合	クォータ制の状況
スウェーデン	9	46.7	政党による自発的なクォータ制
フランス	42	37.3	法的候補者クォータ制 政党による自発的なクォータ制
イギリス	48	34.7	政党による自発的なクォータ制
ドイツ	47	35.3	政党による自発的なクォータ制
アメリカ	72	29.1	-
韓国	126	19.2	法的候補者クォータ制
日本	165	10.3	-

二院制の場合は下院(日本は衆議院)の数字

(参考)  
 世界の下院又は一院制議会の女性割合は26.9%(上院は26.9%)  
 ※2024年1月現在

出典 IPU資料より

- (備考) 1. IPU資料(Monthly ranking of women in national parliaments)より作成。調査対象国は2024年1月現在186か国  
 1980年から1995年までは5年ごと、1997年以降は毎年の数字  
 各年12月現在(1998年は8月現在、2023年は2月現在、2024年は1月現在)  
 2. 下院又は一院制議会における女性議員割合  
 3. ドイツは1985年までは、西ドイツの数字

# 令和5年統一地方選挙の議会議員選挙における女性比率

	候補者		当選者	
	平成31年	令和5年	平成31年	令和5年
都道府県議会議員選挙	12.7%	15.6%	10.4%	14.0%
政令指定都市議会議員選挙	21.2%	23.1%	20.8%	23.6%
市議会議員選挙	17.3%	20.6%	18.4%	22.0%
区議会議員選挙	26.5%	32.0%	31.0%	36.8%
町村議会議員選挙	12.1%	14.7%	12.3%	15.4%
合計(※)	16.0%	19.2%	16.3%	19.9%

(※) 統一地方選挙における都道府県・政令指定都市・市区町村議会議員選挙の候補者・当選者の合計。

(出典) 候補者・当選者のいずれも総務省「地方選挙結果調」より作成(令和5年の数値は総務省提供の速報値)

# 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年5月23日法律第28号）〔概要〕

※ 赤字は、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年6月16日法律第67号）による主な改正事項

## 1 目的（第1条）

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。

## 2 基本原則（第2条）

1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。
2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
4. 政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むものとする。

## 3 責務等（第3条及び第4条）

基本原則にのっとり

### 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 政党その他の政治団体の努力

当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、選定方法の改善、人材育成、公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

## 4 法制上の措置等（第5条）

政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

## 5 基本的施策

実態の調査及び情報の収集等(第6条)、啓発活動(第7条)、環境整備(第8条)(\*1)、性的な言動等に起因する問題への対応（防止に資する研修の実施、相談体制の整備等）(第9条)、人材の育成等(第10条)(\*2)、その他の施策(第11条)

\*1 施策の例示として、妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との両立支援のための体制整備を明記

\*2 施策の例示として、議会における審議を体験する機会の提供、講演会等の開催の推進を明記

※ 平成30年4月11日 衆議院内閣委員長による法案提出、同年5月16日 可決・成立、同年5月23日公布・施行

※ 一部を改正する法律は、令和3年6月7日 参議院内閣委員長による法案提出、同年6月10日可決・成立、同年6月16日公布・施行

## 【調査の概要】

### 1. 男女の地方議会議員に対するアンケート調査

地域、議会の種類等を考慮して抽出した1,144の地方議会の男女議員10,100人を対象として、紙媒体の調査票又はウェブによる調査を実施（調査期間：令和2年12月25日～令和3年1月31日）。合計5,513人（男性3,243人、女性2,164人）から回答を得た（回収率54.6%）。

### 2. 立候補を検討したが断念した者に対するアンケート調査

国政選挙や地方議会選挙、首長選挙に立候補しようと考え、具体的な行動（身近な人に話す、政治家に話を聞く等）を起こしたが、断念した者を対象としてインターネットモニター調査を実施（調査期間：令和2年12月24日～令和3年1月31日）。合計994人（男性500人、女性494人）から回答を得た。

## 男女の地方議会議員に対するアンケート調査結果

議員活動を行う上での課題についての回答のうち、女性の上位12項目は以下のとおり。男女の差が大きい項目は、「性別による差別やセクシャルハラスメント」、「議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立」である。

【表1】議員活動を行う上での課題（「大いに課題である」及び「やや課題である」の合計、女性の上位12項目）

順位	項目	女性	男性	順位	項目	女性	男性
1	専門性や経験の不足	58.8%	41.8% (1位)	7	政治は男性が行うものだという周囲の考え	30.6%	14.5% (7位)
2	地元で生活する上で、プライバシーが確保されない	36.6%	23.9% (5位)	8	生計の維持	25.6%	38.3% (3位)
3	性別による差別やセクシャルハラスメントを受けることがある	34.8%	2.2% (13位)	9	議員活動と他の仕事の両立(兼業)が難しい	25.1%	27.9% (4位)
3	人脈・ネットワークを使って課題を解決する力量の不足	34.8%	22.2% (6位)	10	他の議員の理解やサポートが得られない	18.9%	11.8% (9位)
5	議員活動に係る資金の不足	34.1%	41.5% (2位)	11	地元の理解やサポートが得られない	15.2%	11.7% (10位)
6	議員活動と家庭生活（家事、育児、介護等）との両立が難しい	33.7%	13.7% (8位)	12	家族の理解やサポートが得られない	12.0%	10.3% (11位)

※全14項目についてそれぞれの程度あてはまるかを選択。  
※男女間で7.0ポイント以上の差があるものに不等号を記載。



# 政治分野におけるハラスメント防止研修教材について

## 1. 作成の目的・経緯

- ・ 令和2年度に内閣府男女共同参画局が地方議員を対象に実施した「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」においては、議員活動や選挙活動において、有権者や支援者、議員等からハラスメントを受けたかという質問に対して、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%がいずれかのハラスメント行為を受けたと回答しており、また、ハラスメントをなくすために有効な取組として、議会による「議員向け研修」と回答した割合が、男性、女性ともに6割以上で最も高く、政治分野におけるハラスメント防止の取組は、政治分野の男女共同参画を進める上で喫緊の課題
- ・ 令和3年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が議員立法により改正され、内閣府を含む関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むこと(第2条第4項)のほか、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の発生の防止に資するため、研修の実施等の必要な施策を講ずる旨の規定(第9条)が追加
- ・ 令和3年秋に、内閣府において、専用の投稿サイトを開設し、全国の地方議会議員を対象として、議員活動や選挙活動において、有権者や議員等から実際に受けた又は見聞きしたハラスメントについての事例調査を実施
- ・ 「令和3年度政治分野におけるハラスメント防止研修教材」等の作成に関する検討会(計2回)を開催

### 検討会構成員 ※五十音順、敬省略、◎は座長

太田 雅幸 太田雅幸法律事務所弁護士、◎大山 礼子 駒澤大学法学部教授、小田 理恵子 一般社団法人官民共創未来コンソーシアム代表理事、  
中北 浩爾 一橋大学大学院社会学研究科教授、濱田 真里 お茶の水女子大学ジェンダー研究所東アジアにおけるジェンダーと政治研究チーム共同研究者、  
福田 将己 全国市議会議長会政務第一部長、三浦 まり 上智大学法学部教授、柳原 里枝子 株式会社ハートセラピー代表取締役

⇒ 政府における初の取組として、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる教材を動画で作成し、令和4年4月12日(火)に内閣府男女共同参画局公式YouTubeチャンネルで公表

# 政治分野におけるハラスメント防止研修教材について

## 2. 教材の特徴

- ・ 上記事例調査において寄せられた1,324件の事例を基に作成
  - ・ 事例の紹介に当たっては、単にハラスメント行為のみを示すのではなく、ストーリー仕立てにして、ハラスメントが発生する動機や人間関係等の背景についても描いた上で、問題点を解説
- 具体的には、問題点の明確化という観点から、各事例について、①ハラスメントを行った側において、どのような意図をもってそのような行為をしたのかということや、②ハラスメントを受けた側において、どのような受け止めをし、それによって具体的にどのような悪影響があったのか等について、それぞれ独白の形で話をする場面を入れた上で、客観的な解説を含め、問題点を整理するという構成

## 3. 対応

- ・ 衆議院及び参議院の事務局、都道府県議会及び市町村の議会、地方三議長会、地方公共団体の所管部局等あてに通知を発出し、本教材の情報提供等を実施
- ・ ハラスメント防止研修の実施状況等とあわせ、本教材の活用状況について定期的に把握



ハラスメント防止動画の閲覧はこちら  
<内閣府男女共同参画局公式YouTube>  
<https://youtu.be/PjLN17TKmwY>



## 1. 調査の背景・目的

女性は我が国の有権者の約52%を占めるが、地方議会議員に占める女性の割合は、特別区議会では30.8%である一方、都道府県議会では11.8%、市議会では17.4%、町村議会では12.2%である。また、女性が1人もいない地方議会は、市議会では24、町村議会では233存在する（令和4年12月31日時点）。

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）では、政治分野における女性の参画拡大に向けて地方議会の取組を進めるため、

- 全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、すべての市区町村議会において出産が欠席事由として明文化されるよう要請する
- 全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、出産に係る産前・産後期間にも配慮した会議規則の整備や育児・介護等の欠席事由としての明文化が促進されるよう要請する
- 会議規則における出産・育児・介護等に伴う欠席規定の整備状況等を調査し見える化等を行うとしている。

これを受け、令和3年1月に、女性活躍担当大臣・内閣府特命担当大臣（男女共同参画）から全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会に対して、標準会議規則の改正の検討を要請し、各議長会は同年1月下旬から2月上旬にかけ標準会議規則を改正した。これを受けて、各地方議会において会議規則の改正が行われている。

本調査は、内閣府が実施している「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」において、令和2年以降の各年の進捗状況を調査したものである。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）（抜粋）

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念 その他一切のもの（次項において「社会的障壁」という。）及び国内外における当該取組の状況について、実態の調及びに情報の収集、整理、分析及び提供（同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。）を行うものとする。

2 （略）

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

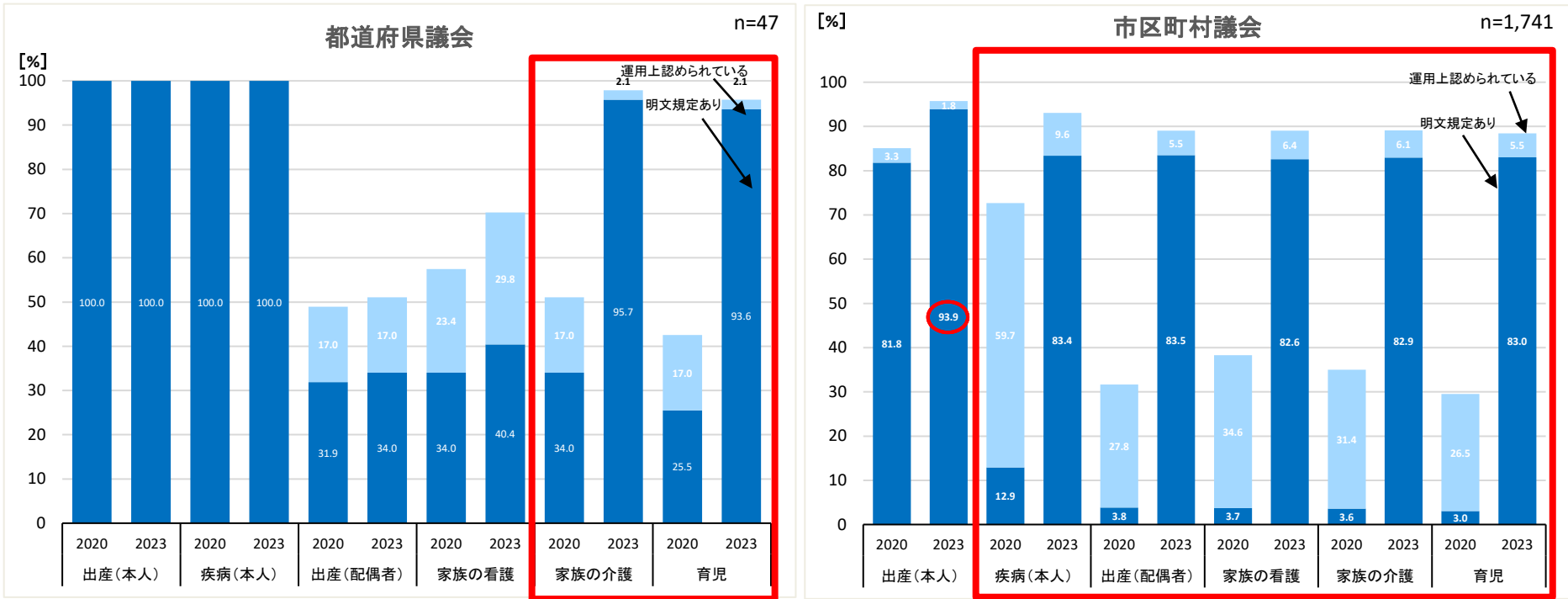
# 地方議会における両立支援に係る会議規則の整備状況について

## 2. 調査結果の概要

### 議会における欠席事由の整備状況

- ・調査時点 令和5年は7月1日時点、令和2年は4月1日時点
- ・対象議会数 都道府県議会：47 市区町村議会：1,741

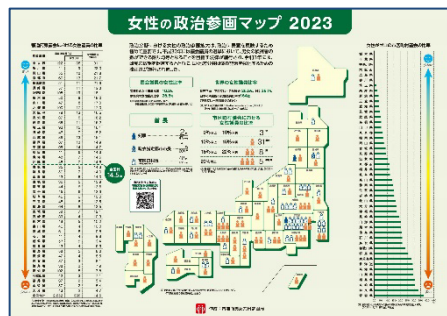
- 都道府県議会においては、**育児及び家族の介護**を欠席事由として明文化している議会の割合が、令和2年度から大きく増加し、いずれも全体の**約9割**となっている。
- 市区町村議会においては、**本人の出産**を欠席事由として明文化している議会の割合が、全体の**9割を超えた**。本人の出産以外の欠席事由については、**育児、家族の介護のほか、本人の疾病や配偶者の出産、家族の看護**についても増加し、いずれも全体の**約8割**となった。



# 政治分野における男女共同参画の推進に向けた「見える化」

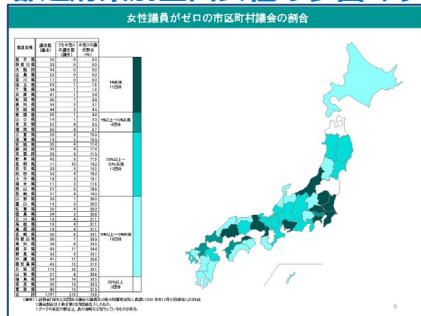
## 国や地方の政治分野における女性の参画状況の「見える化」

### ◆女性の政治参画マップ



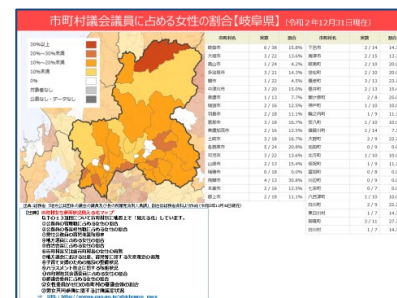
各都道府県の女性議員比率  
首長の女性数等

### ◆都道府県別全国女性の参画マップ



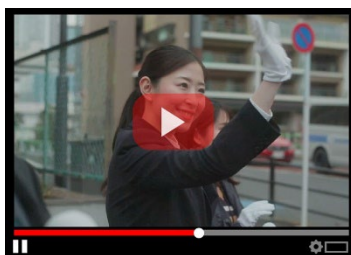
都道府県の女性議員比率  
女性ゼロ議会比率等

### ◆市区町村女性参画状況見える化マップ



女性地方議員比率、  
地方議会における出産、育児等に関する  
欠席規定の有無

## パンフレット・動画教材



諸外国の取組をまとめたパンフレットや、各議会等においてハラスメント防止研修を実施する際に活用できる動画教材等を作成し、周知・啓発を実施。

## 地方議会・地方公共団体における政治分野に係る男女共同参画の推進に向けた取組事例集



好事例集(人材育成、両立支援に関する取組等)を作成。

## WEBサイトを通じた情報の提供

<https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/index.html>

内閣府は、政治分野における女性の参画状況や政治分野における男女共同参画に関する調査研究結果、各政党における政治分野の男女共同参画のための取組等をWEBサイト上で公表している。

